

美里町立小学校スクールバス運行計画策定業務委託仕様書

1 業務委託の名称

美里町立小学校スクールバス運行計画策定業務委託

2 業務の目的

美里町（以下、「本町」という。）は、令和11年度に3つの小学校（松久小学校、東児玉小学校、大沢小学校）の統合を予定しており、小学校統合にあたって、児童の通学手段の確保として、スクールバスの導入を検討している。

本業務ではスクールバス導入に向け、運行手法及び乗降場所、運行経路、時刻表等の運行内容を検討し、運行計画としてとりまとめることを目的とするものである。

3 委託期間

契約締結日から令和9年1月30日まで（運行内容の検討は令和8年12月26日まで）

4 業務内容

本業務は、以下の主要施策を実施する。

（1）計画準備・資料収集整理

業務実施に先立って、調査の前提条件の確認を行うとともに、調査の実施手法や手順、工程等を検討し、業務実施計画書を作成する。また、令和5年度に実施した「小学校適正規模等検討資料作成業務」で作成したデータを活用し、十分に考慮した業務計画を立てることとする。本業務実施に必要な施設情報データ等は町より提供するので、受注者は不足データがあれば、それらについて収集し整理を行う。なお、情報セキュリティの観点から、資料の借用に関しては、パスワード付きの暗号化USBメモリによる物理的な手渡し又は町が指定するセキュアなファイル転送サービスの使用とする。

（2）運行内容の検討

現在の児童の分布状況に基づいて、スクールバス対象児童の選定、乗降場所、運行経路、便数、車両のサイズ、時刻表、運行日数等の運行内容を設定する。その際、児童の安全性確保を最優先としつつ、本町が抱える課題（令和5年度の検討データに基づくルート・台数の最適化、運転手不足への対応等）を踏まえた具体的な対応策を検討し、将来にわたり持続可能で効率的な運行内容とすること。また、運行に想定されるバスを用いて、検討した内容でのスムーズな運行が可能かどうかの現地確認を行う。

併せて、現地確認の結果に基づき、スクールバスの安全な運行及び児童の安全な乗降・待機のために必要となる道路改良（拡幅、改修工事、待避所の設置等）や交通安全施設（防護柵、区画線、照明等）の整備箇所の抽出を行い、データとして整理する。

（3）事業者ヒアリングの実施

近隣の民間バスの運行事業者にヒアリングを行い、事業参画の意欲や可能性、事業形態、上記に定めた運行内容に対する意見等のヒアリングを実施する。ヒアリングは3事業者程度を想定する。ヒアリングを踏まえ、直営、委託等の事業形態や車両、運転手の確保方法を決定し、必要な事業費の算出を行う。

（4）計画書、報告書の作成

前条までの結果や運行開始までのスケジュール、運行体制等を検討し、美里町立小学校スクールバス運行計画を作成する。報告書の作成にあたっては、これまで検討に用いた資料を含め作成するものとする。

(5) 打合せ協議・運営支援

業務を適正かつ円滑に実施するため打合せを行い、その内容については、事業者が書面に記録し、相互に確認する。頻度については町と事業者で協議するものとする。また建設検討委員会や議会に対する資料作成等の支援を行う。

(6) その他

その他、必要な提案を行うこと。

5 業務管理

本業務を遂行するに当たり、適切なスケジュール管理、課題管理等を実施すること。

6 提出書類

受注者は、本業務実施に当り次の書類を速やかに本町に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 主任技術者届
- (4) 主任技術者経歴書
- (5) 技術者資格証（写し）
- (6) 業務工程表
- (7) ISMS 登録証明証（写し）
- (8) プライバシーマーク登録証明証（写し）

7 資格

受注者は、以下の要件を満たすものとし、業務着手時に当該実績を証明できる書類（写し）を提出すること。

- (1) 平成28年度以降において、地方公共団体における地域公共交通計画、コミュニティバス運行計画又はスクールバス運行計画の策定又は改定に関する業務を完了していること。
- (2) 本業務における管理技術者については、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（技術部門：都市計画及び地方計画）の資格を有する者であり、かつ契約日より3ヶ月前より受注者と直接かつ恒常的な雇用関係があるものとする。雇用を証明する書類について発注者に提出し、承認を得るものとする。
- (3) 本業務における照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（技術部門：都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

8 契約の解除

本町は、受注者が契約に定める義務を履行しないとき、又は履行に当たって不正な行為を行ったとき契約を解除する。その場合、委託料の全部又は一部を支払わないことができるものとする。

9 一括委託又は一括下請けの禁止

受注者は、委託業務の全部を第三者に委託、又は請負してはならない。

1 0 疑義

諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度本町及び受注者協議の上、受注者は本町の指示に従い業務を遂行するものとする。

1 1 秘密の保持

受注者は本業務遂行中に知り得た情報について、本町の許可なしに外に利用してはならない。

1 2 品質管理と情報保護対策

受注者は、本業務の履行上必要となるデータや資料の取扱いについては、情報の漏洩が起らないよう細心の注意を払うものとする。そのため受注者は、本業務の実施にあたっては情報保護及び品質管理の観点から、次のいずれかの資格の認証を取得しているものとし、本業務の着手前に登録証の写しを本町に提出するものとする。

- (1) ISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)
- (2) JIS Q 15001 (プライバシーマーク)

1 3 成果品の瑕疵

納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は本町の指示に従い必要な処置を受注者の負担において行うものとする。

1 4 完了及び検査

本業務の途中においても、本町は必要に応じて随時本仕様書に基づき検査を行い、不備な箇所について必要な指示を与えることができる。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。

1 5 納期及び納入場所

本業務の納期及び納入場所は、以下のとおりとする。

- (1) 納 期：令和9年1月30日
- (2) 納入場所：美里町教育委員会事務局学校教育課

1 6 成果品

本業務の成果品は次の通りとする。

- (1) 美里町立小学校スクールバス運行計画..... 1部
- (2) 業務報告書..... 1式
- (3) 上記(1)～(2)および検討に用いた資料を含む電子データ (Word、Excel、PDF等)

1 7 本業務に関する担当部署

- ① 住 所 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部 323-1

- ② 担当者 美里町教育委員会事務局学校教育課 学校開校準備室
- ③ 電 話 0495-76-0201
- ④ メール gakkyo@town.saitama-misato.lg.jp 【要着信確認】